

父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母（避難中に妊娠・出産）と子供2名が自主的避難を実行した申立人らについて、取りあえず、申立人らが請求している期間である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額3万円）及び避難雑費（子供・妊婦1人当たり月額2万円）等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（面会交通費）
- ウ 避難費用（引越関連費用）
- エ 避難費用（住居費）
- オ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- カ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- キ 就労不能損害（申立人X1）
- ク ガイガーカウンター
- ケ 精神的損害

（2）平成24年分

- ア 避難費用（面会交通費）
- イ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ウ 除染費用（高压洗浄機及びレインコートの購入費用に限る。）
- エ 避難雑費

（3）平成25年分

- ア 避難費用（面会交通費）
- イ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ウ 避難雑費

（4）弁護士費用

2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成25年3月末日

但し、前項(1)キについては、平成23年3月11日から同年10月末日、同クについては、平成23年3月11日から同年7月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,881,339円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 避難費用(交通費)	22,400円
イ 避難費用(面会交通費)	358,400円
ウ 避難費用(引越関連費用)	75,800円
エ 避難費用(住居費)	269,150円
オ 生活費増加費用(家財道具購入費用)	300,000円
カ 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)	240,000円
キ 就労不能損害(申立人X1)	747,834円
ク ガイガーカウンター	41,800円
ケ 精神的損害	640,000円

(2) 平成24年分

ア 避難費用(面会交通費)	537,600円
イ 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)	360,000円
ウ 除染費用(高圧洗浄機及びレインコートの購入費用に限る。)	21,780円
エ 避難雑費	720,000円

(3) 平成25年分

ア 避難費用(面会交通費)	134,400円
イ 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)	90,000円
ウ 避難雑費	180,000円

(4) 弁護士費用

142,175円

第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,880,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 領収書原本の授受

- 1 申立人らは、被申立人に対し、本件除染費用（高圧洗浄機及びレインコートの購入費用に限る。）に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。
- 2 申立人らは、被申立人に対し、第1記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。
- 3 被申立人は、申立人らが第1記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（同第2項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1の第1項（1）イ及びケ、同（2）ア及びエ並びに同（3）ア及びウ記載の損害項目及び第1の第2項記載の期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月14日

（仲介委員 尾野恭史）